

〔第一問〕 —50 点—

問 1 相続税の期限内申告書を提出するまでに被相続人の遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合において、相続税の申告書の作成に当たって注意しなければならない相続税に関する規定を説明し、併せて、相続税の申告書の提出期限までに分割されていなかった遺産が、その後、分割された場合の相続税（附帯税を除く。）の課税上の取扱い及び申告等の特則規定の手続きを説明しなさい（税務署長のとるべき手続関係についての記載は要しない。）。

なお、租税特別措置法に規定する特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例、相続税の納税猶予及び免除に関する規定についての記載は要しない。

問 2 次の設例に基づき、以下の(1)から(5)までの間に答えなさい。

〔設例〕

Z (20 歳) は、平成 26 年中に祖父 Y からの書面による贈与により 1,000 万円の金銭の贈与を受け、その贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき V 銀行 W 支店において普通預金に預入をした。

Z は、その贈与を受けた金銭に係る贈与税において、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）（以下「教育資金の非課税」という。）の規定の適用を受けた。

Z は、平成 27 年中に祖母 X から書面による贈与により 700 万円の金銭の贈与を受け、その贈与を受けた金銭に係る贈与税においても、教育資金の非課税の規定の適用を受けようと考えている。

なお、平成 26 年中の祖父 Y からの贈与について適用を受けた、教育資金の非課税に係る教育資金管理契約は終了していない。

- (1) 「教育資金の非課税」について、その概要を説明しなさい。
- (2) 教育資金の非課税の適用を初めて受ける際の手続について説明しなさい。
- (3) 本設例において、Z が祖母 X からの金銭の贈与について、教育資金の非課税の適用を受けるための手続と注意しなければならない点について説明しなさい。
- (4) 教育資金の非課税の適用を受けた受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（以下「領収書等」という。）を教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等に提出しなければならないこととされているが、その領収書等の提出期限について説明しなさい。
- (5) 教育資金の非課税の適用に係る教育資金管理契約の終了事由と終了したときにおける贈与税の課税上の取扱いについて説明しなさい。

**7-4**

**未分割である場合の申告等の手続**

**1. 基本問題**

未分割遺産に対する相続税の課税上の取扱いを、次の態様別に説明しなさい。

- 1 遺産の全部又は一部が未分割の状態相続税の申告書を提出する場合
- 2 相続税の申告書の提出期限までに分割されていなかった遺産が、その後、分割された場合

**解 答**

**1 遺産の全部又は一部が未分割の状態相続税の申告書を提出する場合**

**(1) 未分割遺産に対する課税（法55）**

相続税について申告書を提出する場合又は更正もしくは決定をする場合において、相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。

**(2) 配偶者に対する相続税額の軽減（法19の2②）**

申告期限までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合における配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用については、その分割されていない財産は、配偶者に係る相続税の課税価格（注1）の計算の基礎とされる財産に含まれないものとする。

**(3) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の4④）**

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の規定は、申告期限までに共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない特例対象宅地等については、適用しない。

**(4) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の5③）**

特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例の規定は、申告期限までに共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない特定計画山林については、適用しない。

ト N社の平成27年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

| 区 分    | 資産の合計額(注)     | 負債の合計額(注)     |
|--------|---------------|---------------|
| 帳簿価額   | 550,000,000 円 | 450,000,000 円 |
| 相続税評価額 | 650,000,000 円 | 450,000,000 円 |

(注) 1 N社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

2 宅地Lに係る借地権の額は、資産の金額に適切に計上されている。

3 N社は、保険会社との間で、被相続人甲を被保険者とした生命保険契約を締結しており、この契約に基づき保険金10,000,000円を平成27年5月20日に受領した。

なお、この保険金10,000,000円は、N社において未計上であり、また、この生命保険契約は掛け捨てのため、資産の金額には計上されていない。

4 平成27年4月10日に納税通知を受けた平成27年度の固定資産税1,400,000円は、負債に計上されていない。

5 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は22,000,000円、消費税等の未払いの金額は14,000,000円である。いずれも負債にその金額が計上されている。

6 N社は、平成27年5月29日定時株主総会で、5月末日を交付の効力発生日として、一株当たり50円の配当金(利益剰余金の分配)の支払を決議した。

7 N社は、平成27年5月29日定時株主総会で、被相続人甲の死亡退職に伴い10,000,000円の死亡退職金と、月額報酬100,000円の1年分に相当する1,200,000円の弔慰金の支給を決議した。死亡退職金及び弔慰金は、配偶者乙に支給された。

なお、被相続人甲は、業務上の死亡ではない。また、被相続人甲に対する未払いの報酬・賞与はない。

チ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。

「生産用機械器具製造業」

A株価：平成26年平均320円、平成27年2月350円、3月362円、4月356円

B配当金額：4.7円

C利益金額：18円

D簿価純資産額：246円

(チ) 課税時期におけるX社の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次表のとおりである。

| 資産の部   |           | 負債の部   |         |
|--------|-----------|--------|---------|
| 科 目    | 金 額       | 科 目    | 金 額     |
|        | 千円        |        | 千円      |
| 現金     | 31,000    | 買掛金    | 23,000  |
| 預金     | 120,000   | 支払手形   | 45,000  |
| 売掛金    | 180,000   | 借入金    | 200,000 |
| 受取手形   | 100,000   | 貸倒引当金  | 1,500   |
| 有価証券   | 237,000   | 賞与引当金  | 1,000   |
| 土地     | 200,000   | その他の負債 | 2,000   |
| 建物     | 90,000    |        |         |
| その他の財産 | 42,000    |        |         |
| 合 計    | 1,000,000 | 合 計    | 272,500 |

(注) 1. 「預金」は定期預金であり、相続開始時における既経過利息の金額は251,000円、源泉徴収されるべき所得税の金額は50,990円である。

2. 「受取手形」は、支払期日が相続開始時から2ヶ月後のものが40,000,000円であり、支払期日が相続開始時から8ヶ月後のものが60,000,000円である。なお、相続開始時において金融機関で割引を行った場合の割引料はそれぞれ250,000円及び1,500,000円である。

3. 「有価証券」は、Z株式会社(以下「Z社」という。)が発行する株式100,000株の金額であり、この株式の評価に必要な資料は、次のとおりである。

(1) 取引相場のない株式(大会社)

(2) 資本金等の額は50,000,000円で、発行済株式数は100,000株(すべて普通株式であり、議決権は100株につき1株とする。)である。

(3) 株主の構成

X社 100,000株

(4) 1株当たりの類似業種比準価額 7,500円

(5) 課税時期におけるZ社の資産及び負債の額は、次表のとおりである。

| 区 分    | 資産の金額   | 負債の金額   |
|--------|---------|---------|
|        | 千円      | 千円      |
| 帳簿価額   | 800,000 | 160,000 |
| 相続税評価額 | 900,000 | 160,000 |

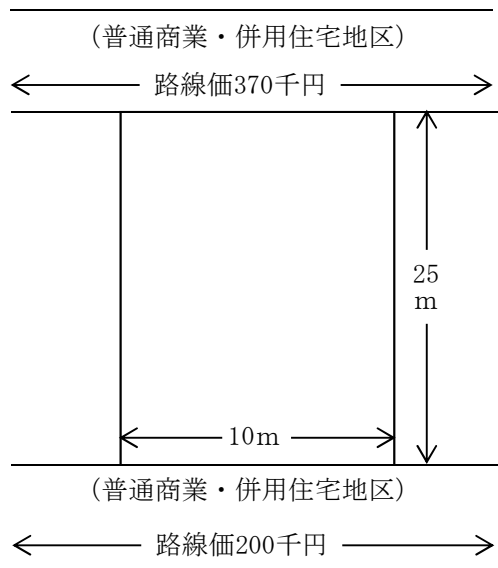
4. 「土地」の相続開始日の属する年分の相続税評価額は140,000,000円である。  
ただし、「土地」200,000,000円は相続開始日の1年6ヶ月前に取得しており、  
相続開始時の通常の取引価額は175,000,000円である。
5. 「建物」の固定資産税評価額は60,000,000円である。ただし、「建物」  
90,000,000円は相続開始日の1年6ヶ月前に取得しており、相続開始時の通  
常の取引価額は85,000,000円である。
6. 「その他の財産」は、車両等の一般動産であり、相続税評価額は35,000,000  
円である。
7. 相続開始日の属する事業年度に係る法人税等のうち、その事業年度開始の  
日から相続開始日までの期間に対応する金額で相続開始日において未払いの  
金額は2,500,000円である。
8. 被相続人の死亡に伴い、X社の「役員退職手当金等支給規程」に基づいて、  
配偶者乙に対して退職手当金を支給することが確定した。なお、この退職手  
当金については、後記7を参照すること。

(リ) 二女Cは、相続税の申告期限において取得したX社の株式のすべてを保有してい  
る。なお、二女Cは、X社の役員ではない。

④ 三女Eが取得した財産

イ S区の宅地 250㎡

この宅地は、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、三女E  
は、この宅地を相続税の申告期限においても所有している。



ロ S区の家屋 100㎡ 固定資産税評価額 10,000,000円

この家屋は、イの宅地の上に建てられているもので、配偶者乙の華道教室の用に供  
されていたが、配偶者乙から被相続人甲への家賃等の支払いはなかった。なお、配偶  
者乙は相続税の申告期限においてもこの家屋を華道教室の用に供している。